

平成 22年 4月 12日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2009

課題番号：20730037

研究課題名 (和文) 日米におけるフランチャイズ契約規制の現状と課題

研究課題名 (英文) Present status and problems of franchise contracts regulations in Japan and the U. S.

研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA AKIKO)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：00431429

研究成果の概要 (和文)：フランチャイズ (FC) 契約に関する不公正な取引慣行について、米国では、州が州法を制定するなどして取り組んでいる。その経験から学ぶに、健全な FC システムが発展するには、日本でも、第一に、私訴制度を備えた FC 契約締結前の情報開示規制法が必要であり、第二に、FC 契約自体および契約後に本部・加盟店間で生じる問題を規制する FC 関係規制法を定め、一方的な不利益の押し付けを防止し、本部・加盟店間での利益配分に配慮する必要がある。

研究成果の概要 (英文)：In the U. S., more than a dozen states have “Franchise Laws”. They regulate unfair practices related to franchise contracts. We could learn their experiences and have to develop sound franchise system. Therefore, first, franchise disclosure act including private action must be enacted. Second, we have to establish franchise relationship law which prevents franchisors from imposing some burden on franchisees unilaterally and ensures sharing their profits between franchisors and franchisees by regulating franchise contracts and franchise relationship problems after contract.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：フランチャイズ、反トラスト法、経済法、独占禁止法

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、多数の国で FC 問題が発生している。それは①FC 契約締結前の情報開示、および本部の説明責任に関する問題、②FC 契約の内容そのもの及び契約締結後の本部と加盟店の間で生じる問題とに分けることができる。①に対応する法律が契約締結前の情報開示規制法、②に対応するのが FC 契約約款規制法もしくは FC 関係規制法である。

(2) 日本でも FC 問題が社会問題化しているにも関わらず、現在、FC 法と呼べるような法律はない。そこで、FC 規制の経験が豊富な国、すなわち米国から、日本の FC 問題解決のための示唆を得るべきだと考えた。とりわけ、FC 契約内容および FC 関係に関する規制の研究が不十分な状況にある。そのため、こちらの問題に焦点を当て研究を進める必要があるというのが本研究開始の背景である。

2. 研究の目的

(1) 米国の FC 関係規制においては、17 州が有している州の FC 関係規制法が重要な役割を果たしている。そこで、これら 17 州の関係規制法の内容、および判例を分析し、規制の現状を明らかにし、日本の問題解決のための示唆を得るのが第一の目的であった。

(2) FC 関係規制法をめぐる大きな価値対立が存在する。すなわち、取引の公正確保を通じて、結果として競争者である加盟店を保護することになる。そのため、シカゴ学派に代表されるような効率性重視の立場からは、本部が目指す効率性を妨害することになる、もしくは高コストな法律であり裁判における効率性を阻害するとの批判がある。これに対して、公正性を重視する立場からの反論も多数存在する。そこで、これらの意見対立に着目することによって、米国が、いかなる観点から取引の公正確保に取り組んでいるかにも着目した。

3. 研究の方法

文献を頼りとした研究が主である。各州法の条文、その判例、及び研究論文を分析・検討することによって、研究に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 2 年間に研究した各論的問題点

①抱き合わせ

米国では、FC 産業の初期の頃から、本部により原材料・商品などの購入先などが指定されていた場合、それら原材料などと FC の商標

との抱き合わせに該当するとして、加盟店が本部を反トラスト法違反で訴えてきた。近年の判例では、契約前に、購入先等が指定されることを加盟店が知っていた場合には、市場力の有無を判断するための市場は、FC 市場全体と画定される。そのため、ほとんどの事例で、不当な抱き合わせの要件である「市場力」を本部は有しておらず、不当な抱き合わせとはならないとされている。ちなみに、FC 契約の情報開示を定めた FTC 規則により、購入先の指定に関する情報の開示が義務づけられている。数州の FC 関係規制法には、不当な購入先の指定を禁じる規定が盛り込まれている。しかし、連邦法の基準に従うこととなっているため、現状ではほぼ意味のない規定との評価が下されている。日本では、独禁法上の優越的地位の濫用の規定を用いれば、本部が不利益を加盟店に抱き合わせる型の不当な抱き合わせは規制できる可能性が高い。しかし、独禁法上の拘束条件付取引や排他条件付取引によって規制しようとした場合には、本部が有力な事業者か否かという、米国の抱き合わせ規制で議論を呼んだ問題と類似の問題に直面しかねない。

②リベート

上記①の抱き合わせ問題の背景には、購入を義務づけられた原材料等が割高であると考えた加盟店が、指定業者からのリベートなどを本部が受け取っているのではないかとの疑義・不満を抱いている場合が多いという事情がある。リベートの規制に関しては、情報をオープンにすることが義務づけられているが、リベートを本部が受け取ることは、通常、禁じられていない。日本では、リベート情報の開示さえ行われていない状況であり、その点、米国の情報開示規制が参考となる。

③損害賠償額の予定 (liquidated damages)

従来、約 500 年間にわたり、英米法系では、損害賠償額の予定か、それとも、金額が過大であり、もはや違約金となっているかに関して、非常に厳格な審査がされてきた。仮に違約金と判断されると、無効もしくは一部無効とされる。FC 契約でも、早期解約や各種契約違反の際に、本部から加盟店に損害賠償額の予定を用いて賠償金が請求される。州の FC 関係規制法においては、違約金を金ずる規定が盛り込まれている場合がある。しかし、近年、巨額の損害賠償額の予定であっても有効とされる傾向が強くなってきた。また、立証責任も、当該請求額が違約金だと主張する側 (通常、加盟店) に負わす判例が増加してい

る。現在、議論を呼んでおり、今後の動向が注目される分野である。

④契約終了後の競業避止義務

フランチャイズ (FC) 本部と加盟店の利益配分の均衡を図るには、加盟店の goodwill (信用・商圏・顧客等) に着目するのが有効な手法であるとの観点から研究を着手した。例えば、契約終了後の競業避止義務を旧加盟店に課すということは、加盟店が築いた goodwill は全て本部のものとなるということである。本部によるノウハウの提供が FC 契約の本質的要素ということもあり、容易に当該義務の合理性が認められてきたが、本部のノウハウの全てが当該義務で保護されるべきなのか。そこで、米国の当該義務に関する判例を検討し、その思考回路を日本法の分析の際に参考とした。結論の中心部分は次のとおりである。一般的知識・経験・記憶・熟練を用いることはそれを獲得した者の自由である。公知の場合もその情報の利用を制限できない。また、加盟店は多額のロイヤリティ等を支払うのであるから、本部が提供すべきは有用なノウハウでなければならない。そして、そのノウハウが重要ならば本部はその秘密性維持に努めるのが通常である。更に、ノウハウの流用により、競業他社に対する本部の優位性が消滅する等の不利益が生じうることも必要であろう。以上の条件を満たし、契約終了後の競業避止義務で保護されることが認められるべきノウハウは不正競争防止法で保護される営業秘密の対象たるノウハウに近づくことになる。ノウハウは FC の中核的要素であるが、これまで日本では FC のノウハウ論がほとんど論じられてない。また、以上のような理論を展開した判例も見受けられなかったが、FC 契約終了後の競業避止義務について争われた平 21 年 3 月 9 日東京地裁判決 (平成 18 年 (ワ) 第 24341 号損害賠償請求事件) が同様の理論を基にしたと考えられる判決を下しており、競業避止義務上古をめぐる理論および FC のノウハウ論に一石を投じることができたと思われる。

(2) FC 関係規制法の総合的評価

FC 関係規制法に対する賛否は様々である。本部による解約等の際には good cause (正当な事由) が必要とする法が多いが、その定義の曖昧さ故に訴訟が避けられず高コストだとの否定的意見がある一方、これらの規制によって本部の機会主義的行動が抑制される、現在の反トラスト法が審査から除外している諸問題 (抱き合わせなど) の審査が可能となる、不公正な慣行の規制は州にとって非常に重要であり、連邦法の基準に合わせよというのは連邦主義を害することになるなどの擁護意見も多い。更に、たとえ契約締結前の情

報開示規制を行ったとしても、契約締結後、契約内容が改定されてしまう事例が多いことから、関係規制も必要だとする指摘も多々見受けられる。また、good cause の有無をめぐる紛争 (正当な事由があるのかに加えて、契約終了後の競業避止義務をめぐる問題も発生するケースが多い) を避けるため、解約・終了の際には加盟店を本部や第三者が有償で買い取るにより、加盟者が築き上げた有形無形の財産的価値を金銭評価するという形で利益分配が図られている場合も多い。いわば、FC 関係規制法の存在が、そのような実務対応を生み出しているのである。今日、加盟店が資金・労力・時間を費やして築き上げた加盟店の goodwill に着目するという傾向は世界的潮流とあってよい。欧州はもちろんのこと、オーストラリアでも、不当な契約終了の際には、いわば goodwill の金銭補償というような形で加盟店の損害を補償するという内容の法改正が提案されている。日本では現在、加盟者が FC 訴訟の際に頼れるのは民法のみである。加盟者に自らの権利確保を可能とする手段を付与し、本部と加盟者の利益配分に配慮するには、FC 関係規制法が不可欠と考えられるとの結論に至った。

(3) 今後の展望

①各論的研究

FC における納入業者から本部へのリベートや、直営店と加盟店間の価格差別の問題をめぐって、米国競争法の一つである、ロビンソン・パットマン法による訴訟が多発している点が、上記の研究過程で目に付いた。そのため、ロビンソン・パットマン法によるリベート及び価格差別関連の民事訴訟について研究を深めたい。

②総論的研究

不公正な取引慣行に関する規制は州が重点的に取り組むべき分野であるとの意見が、FC 関係規制法の評価と関わって度々見受けられた。しかし、その一方で、競争法と衝突する可能性も大きい。同様の状況にあるのが、州の FTC 法 (little FTC Acts) と呼ばれる法律である。全州が有している法律であり、連邦取引委員会 (FTC) 法 5 条と同様に、不公正な取引慣行などを規制している。なお、どの州法も私訴制度を備えている点が、連邦 FTC 法と異なる点である。また、州によっては、原告適格を消費者のほか事業者にも拡大している。従って、たとえば、州によっては、FC 契約の情報開示にかかる FTC 規則に違反する行為を州の FTC 法違反で訴えることができる。このように州の FTC 法も、FC 規制に関して重要な役割を担っているのだが、一方で、連邦 FTC 法との異同が問題とされている。今後は、これらの研究にも取り組みたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 長谷河 亜希子、米国のフランチャイズ法制と日本の課題、経済、査読無、174号、2010、pp. 129-134
- ② 長谷河 亜希子、フランチャイズ契約終了後の競業避止義務について—再論—、人文社会論叢社会科学編、査読無、22号、2009、pp. 69~103
http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10129/2140/1/JinbunShakaiRonso_S22_69.pdf
- ③ 長谷河 亜希子、FC本部と加盟店の利益配分をめぐる問題—加盟店の goodwill への着目、法の科学、査読無、40号、2009、pp. 195~200

[学会発表] (計 1 件)

- ① 長谷河 亜希子、フランチャイズ本部と加盟店の利益配分をめぐる問題—加盟店の goodwill への着目—、民主主義科学者協会法律部会2008年度学術総会ミニ・シンポ「フランチャイズをめぐる諸問題」、2008年11月15日、明治大学 (リバティタワー)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA AKIKO)
弘前大学・人文学部・准教授
研究者番号：00431429

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：